

鉱業法 No.3

ジョイント・ベンチャー（鉱業権） アライアンス契約とは No.2

1. JVでの勤務者

ジョイント・ベンチャー（JV）参加企業からJVへの派遣社員は法律上は派遣元の被雇用者である為、職場の安全性や働く環境については派遣元の其々のJV参加会社に責任が有ります。しかし、石炭や鉄鉱石採掘JVに長らく派遣されている社員は他のJV参加会社から指示を受ける機会が多い為、現実的にはJVの社員と誤解してしまう事がある様です。この為にJVの終了時、つまりアライアンス契約の終了時に問題が発生致します。

2. JV参加企業間での訴訟

アライアンス契約の基本はJV参加企業が失敗をした場合責任追及をしない事が原則であります。つまり、他のJV参加企業及び社員がJV全体に損失をもたらしても損害賠償の訴訟を起こすが出来ません。しかし、例外規定があります。幾つかのアライアンス契約は故意的に損害をもたらした場合を除外しております。

アライアンス契約の得点は参加者全員で損失を補う為事業に問題がある場合でも隠さずに公表出来る点であります。

3. 利益

JVから発生した利益を参加者全員で分かち合う為、基本的には経費削減の意欲が参加者間で高まります。しかし、何処までをJVの経費と看做すかの問題が残ります。例えばJV参加企業のJV事務所以外で発生する経費等の不透明性が問題となります。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市